

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹会社とすること。</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>二 株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券をいう。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資</p>	<p>（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第一百五十三条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>二 株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第四百七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあつては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあつては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口</p>

<p>資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に關与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）</p> <p>〔1〕～〔7〕 略</p> <p>〔五〕～十五 略</p> <p>〔2〕～4 略</p>	<p>場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあつては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあつては利率を含む。）の決定に適切に關与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）</p> <p>〔1〕～〔7〕 同上</p> <p>〔五〕～十五 同上</p> <p>〔2〕～4 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。